

福島県農業総合センター長期就農研修実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県農業総合センター（以下「センター」という。）において、県内で就農を目指す者を対象として、実践的な栽培技術及び経営技術を体系的に学ぶ機会を提供する長期研修制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研修実施部所)

第2条 研修は、センターの農業短期大学校、本部、果樹研究所、畜産研究所、会津地域研究所及び浜地域研究所で実施する。なお、会津地域研究所及び浜地域研究所においては、研修希望者が特に要望する場合で、研究業務等との関係から当該研究機関が受入れ可能な場合に限り受け入れる。

(研修対象者)

第3条 福島県内で農業により生計を立てることを目標とし、就農前に農業の知識及び技術の習得を目指す者で、申込時の年齢が60歳未満の者とする。ただし、センター所長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(研修期間)

第4条 研修期間は4月から翌3月までの1年間を単位とする。

(研修の申込手続き)

第5条 研修を受けようとする者は、受講願書（様式1）に履歴書を添付してセンター所長の指定する期日までにセンター所長に提出しなければならない。

(受講の許可)

第6条 センター所長は、受講願書を提出した者について、選考により受講を許可するものとする。

2 選考は受講願書の審査及び面接により行う。

(受講決定の通知)

第7条 センター所長は、受講を許可するときは受講決定通知書（様式2）により、受講を許可された者（以下「研修生」という。）に通知するものとする。

(誓約書)

第8条 研修生は、独立の生計を営む成年の保証人（以下「保証人」という。）を定め、センター所長の指定する期日までに誓約書（様式3）を提出しなければならない。

(災害補償)

第9条 研修期間中における研修生の業務上の災害及び通勤災害については、本人又は本人が未成年の場合は親権者が責任を負うものとする。なお、研修生は研修期間中は傷害保険に加入しなければならない。

(損害賠償)

第10条 研修生は、故意又は過失により研修先の施設、設備、備品等を滅失し、又はき損した場合はこれを原状に回復しなければならない。なお、研修生は研修期間中は賠償責任保険に加入しなければならない。

(受講料)

第11条 受講料は無料とする。

(休講日)

第12条 研修を行わない日（以下この条において「休講日」という。）は、福島県の休日定める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項各号に掲げる日とする。ただし、センター所長は、必要があると認めるときは、別に休講日を決め、又は休講日であっても研修を行うことができる。

(欠席)

第13条 研修生は、病気その他やむを得ない理由のため欠席しようとするときは、その旨を書面によりセンター所長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、病気のため引き続き7日以上欠席しようとする研修生は、同項の規定による届出の書面に医師の診断書を添えなければならない。

(研修のとりやめ)

第14条 研修生は、病気その他やむを得ない理由のため研修をとりやめようとするときは、保証人と連署して、書面により、センター所長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(研修の取消し又は中止)

第15条 センター所長は、研修生のうち修業の見込みがないと認めた者又はこの要領に定められた事項に違反した者については、当該研修を取り消し、又は中止することができる。

(修了証書の授与)

第16条 センター所長は、研修を修了したと認める者に対して、修了証書（様式4）を授与する。

(秘密保持)

第17条 研修生は、研修期間中、センターにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。研修修了後においてもまた同様とする。

(事務局)

第18条 長期就農研修の事務は農業短期大学校が所掌する。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、研修の実施に関して必要な事項はセンター所長が別に定める。

附 則

1 この要領は平成27年12月4日から施行し、平成28年度の長期就農研修から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。

(様式1)

受講願書

年 月 日

福島県農業総合センター所長

(受講者署名)

福島県農業総合センター長期就農研修実施要領を承知のうえ、下記により研修を受講したいので、関係書類を添えて出願します。

記

1 受講者氏名等

氏名 :
郵便番号 :
現住所 :
連絡先 : (携帯 :)
(電話 :)
生年月日 : (和暦) 年 月 日

2 研修科目及び研修内容

(1) 研修科目

(2) 研修内容

3 希望研修先

(農業総合センター農業短期大学校、本部、果樹研究所、畜産研究所、会津地域研究所、浜地域研究所)

(様式2)

受講決定通知書

記号番号

年 月 日

様

福島県農業総合センター所長 職印

年 月 日付けで申請のあった福島県農業総合センター長期就農研修について受講を許可することとしましたので、福島県農業総合センター長期就農研修実施要領第7条の規定により通知します。

記

- 1 研修科目
- 2 研修期間 年 月から 年 月まで

(事務担当 農業短期大学校研修部 ○○○○ 電話0248-42-4114)

(様式3)

誓約書

年 月 日

福島県農業総合センター所長

(研修生)

現住所

研修生氏名

生年月日

私は、このたび貴センター長期就農研修の研修生として受講を許可されましたが、福島県農業総合センター長期就農研修実施要領及び関係規程を守り、研修生の本分に従って、専心勉勵することを誓います。

(保証人)

現住所

職業

氏名

研修生との関係

生年月日

このたび上記の者が貴センター長期就農研修の研修生として受講を許可されましたが、上記のとおり同人に福島県農業総合センター長期就農研修実施要領及び関係規程を守らせることはもちろん、同人の研修中における同人に関する一切のことは、私が責任を持って引き受け、貴センターには迷惑を掛けません。

(様式4)

第 号

修了証書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

あなたは、福島県農業総合センター長期就農研修の研修生として、下記のとおり研修を修了したことを証します。

記

1 研修科目

2 研修期間 年 月から 年 月まで

年 月 日

福島県農業総合センター所長
(氏名) 職印